「国民/民族とは何か?」

―近代のヤヌス:ネイション概念の形成と展開をめぐって―

早稲田大学文学学術院 中澤達哉

はじめに

「西ヨーロッパで形成された国民国家が世界に拡大していく」というナラティブがありますが、実は東ヨーロッパ史を踏まえないとこの問題は正確に理解することはできません。そこで、議論の前提として、皆さんにはヤヌスというローマ神話の神について知っていただきたいと思います。ヤヌスとは「扉」などの「出入り口の神」、つまり内と外を同時に見渡す双面神です。ネイションという言葉の中にもそういった2つの顔、つまり、日本語で言う「国民」と「民族」という2つの意味があって、裏表一体の関係にあります。

0 近代のヤヌス=ネイション

そもそもネイション・ステイトとは国民国家と訳されますが、もともと出発点はどういう意味だったのでしょうか。ネイション(nation)の語源はラテン語のナティオ(natio)なのですが、元々は「生まれ・出自」という意味です。中世にはそれが高貴な出自=「貴族」へと変容します。近世・近代になると、言語・文化集団を意味するゲンス(gens)の意味も含むようになります。これを具体的に理解するために、ハンガリー王国北部(現スロヴァキア)は格好の事例となります。

1つ確認しておきたいことは、ゲンスは元々政治上の意味合いは持っていませんでした。中世後期まで政治に参加できる人々はあくまでナティオであって、身分的なまとまりが重要視される時代でした。しかし、近世に入ってなぜ言語によるまとまりが重視されるようになったのか…。その点をこれから明らかにしていきたいと思います。

スロヴァキア地方は中・東欧に位置しており、第二次世界大戦後は社会主義圏に入りました。19 世紀のオーストリア=ハンガリー帝国の時代に、この地域はハンガリー王国北部に、帝国全体の中ではほぼ中央部に存在しました。同帝国内には無数の王国や公国が存在しましたが、ハプスブルク家の君主はそこで王や大公、辺境伯などを兼任しました。なかでも、ハンガリーは選挙王政を採っている地域でした。選挙王政下では国王を選出する権利を有する特権身分層がナティオ(いわゆる特権的/貴族的国民)と考えられてきました。選挙王政下のナティオは、後々の近代国民や民族の理解のために重要な語句となりますので、ます。

また言語集団からこの地域から見ていくと、例えばハンガリー王国内にはマジャール語 (いまのハンガリー語) 話者だけがいたのではなく、スロヴァキア語やルーマニア語、ドイツ語を話す人たちも大勢いました。なので、この時点では「貴族であれば等しくハンガリーのネイション、即ち、ハンガリー国民」という時代だったのです。近現代のネイションといかに相違するか、わかるでしょう。

1 ネイションを知る鍵①:選挙王政と王冠

当時のハンガリーの正式名称は「ハンガリー王冠」です。選挙王政を採用している国に こういった王冠という呼称が多く、この概念には「王と貴族が主権を同等に分有している 国家」という主張が込められています。その結果、選挙王政国家は当時、内外で「共和政 (レスプブリカ)」と理解されるようになりました。共和政とは、日本では「王のいない民 主政体」と把握されることが多いですが、それはやや極端な事例であるフランスの歴史に、 明治期の福沢諭吉などの日本の知識人が強い影響を受けたためです。むしろ、共和政とは 古代ローマ共和政以来、君主やコンスルを選挙で選ぶ、「より多くの人の合意を伴う政体」という意味であり、君主がいることを想定していました。

ゆえに、選挙王政を採る「共和政」の中・東欧地域では、王の専制政治を忌避する傾向があります(現在のウクライナでもそうです)。彼らは王を国家の「頭(国家最高の管理人)」、有権者(ナティオ)を国家の「四肢」とみなし、選挙を通じて戴冠された君主以外を認めません。合意のない独裁者や侵略者はいっさい認めないのです。

ちなみに、ヨーロッパ前近代において特権身分層に属す人の割合は住民の約7%程度で、これは西欧の5%よりも高いです。それ以外は農民で、「ナティオ (国民) に入らない集団」でした。すなわち「共和国」ないし「王冠領」は7%の人々にとっての国家でした。彼らが「貴族的 (特権的) 国民」という形容句が付けられることがあるのはそのためです。選挙王政の極端なケースは、ポーランド=リトアニア共和国です。その有権者数は、アメリカ合衆国でワシントンを初期大統領に選んだ際の有権者数とほぼ同じ(約20万人)で、投票者数も同じく数万人程度であったと言われています。教科書でアメリカやフランスの「王のいない共和政」は採り上げられても、ポーランド=リトアニアの「王のいる共和政」の詳細はいっさい採り上げられていません。教科書の大国偏重といいましょうか、大変残念なことです。

選挙王政の戴冠式も非常に独特でした。ハンガリーやポーランドでは、当選した普通の一般人に聖性が注入され、徐々に完全な王に変身していくプロセスが戴冠式なのです。特に重要なのが、議長が王の即位に待ったをかけて、新王の正統性を参列者に問いかける戴冠同意の儀礼です。そこで選挙結果が承認されたあと、ようやく戴冠となるのです。これは選挙王政を象徴する儀礼と言えます。なお、選挙王政では、先王死後の選挙を経て最高得票者が確定し、そのあとの戴冠式でようやく即位しますので、その間(短くとも1週間、長くて1か月間)は「空位期」となります。空位期が常にあるという点、前王が崩御した瞬間に新王の即位が成立するイギリスのような世襲王政とは本質的に異なっています。

選挙王政と世襲王政はヨーロッパを二分する君主政体で、前者は中・東欧に集中し、「王のいる共和政」とも形容されています。諸説ありますが、選挙王政は元々共和政ローマあるいは教皇選挙に影響を受けていると言われます。私は『王のいる共和政』という著作の中でジャコバン主義に言及しています。ジャコバン主義というとフランスのロベスピエールなど、王を処刑して独裁を敷いたイメージが非常に強いと思いますが、選挙王政下のジャコバン主義はそんなことはなく、むしろ立憲君主政の誕生地となっていくのです。

世襲王政におけるイデオロギーとしては王権神授説が有名です。当時の考え方では「神が王家を信頼し、特定の王家に『統治権を世襲的に授ける』」という発想です。一方、中・東欧の選挙王政のイデオロギーは「共和主義説」(ポーランド)や「国家有機体説」(ハンガリー)が知られています。これも当時の言い方で言えば、「神が信頼する人民に統治権を付与し、人民が選挙によって最高得票者に『統治権を付託する』」となります。なお、ここでの人民の原語は「ポプルス」であり、最下層の貴族も貴族に含まれていることを強調するルネサンスの言葉でした。

まとめると、西洋近世史においては2つの君主政の政治文化が存在します。1つは血統

権を問わない「選挙王政」で、もう1つは(男系の)直系間の世襲相続が行われる「世襲 王政」です。面白いことに、世襲王政の国家でのみのちに市民革命が起こった一方で、選 挙王政では穏健な改革が主で大革命は起こりませんでした。さらに当時、「世襲的選挙王政」 という中間形態が存在していたことも重要です。例えば神聖ローマ帝国ではハプスブルク 家を選挙で皇帝として選び続けました。選挙で常に選ばれ続けるということは、相当なお 金と軍事力、投票してくれない反対者との婚姻など地道な外交力を要したはずです。

敢えて分かりやすく色分けするならば、西欧諸国はほぼ世襲王政の地域です。王権神授説を信奉し、王権は強く、中央集権的で標準語も登場します。一方、中・東欧では選挙によって一代限りで選ばれるため、王朝という概念もなく、王権は弱く、地方分権的です。ゆえに同化も起こらず、多言語状態がそのまま近代まで持ち越されたのです。

2 ネイションを知る鍵②:複合君主政・礫岩国家

選挙王政の国家は、近世において国内は「バラバラ」といってよいと思います。国王さえ貴族(国民)が選べる権利を持ったオーストリア=ハンガリーは到底、一人の君主が主権を握る主権国家とは言えない状態なのです。なので、近年、こういう国家をよく「複合君主政」あるいは「礫岩国家」と表現しています。そもそもフランスでさえ、統一的な主権国家ではなかったという言説もあり、ボーダンなどは強い王権を望む「願望」を『国家論六篇』に描いたのではないかと言われるほどです。マキァヴェリの『君主論』も、バラバラの複合国家イタリアを君主がどう統率するかをもとめたものです。いずれも複合国家の観点から読む方が正確で、より歴史的な誤りがないと言えます。

ハンガリー王国内を見た場合、そこもやはり「礫岩国家」です。51 ほどあるある貴族の大所領がそのまま国会への代表を送り出す選挙区となっています。礫岩は元々地質学用語なのですが、細かな礫(小石)の集積体のことを指します。近世国家はこのような「複合国家」「礫岩国家」だったのではないかというのが近年の通説です。盤石な一枚岩ではなく、礫(にあたる地域)の色や大きさは様々です。議会では礫にあたる各地域代表が国王を選ぶ1票を有しており、またそれぞれ異なる地域の言語を話していました。一民族に同化されていなかったのです。

3 身分を超えるネイション:「絶対王政」

しかし、大きな変化がおとずれるのが「絶対王政」の時代です。岩石で例えるならば、 君主が国家を「ゴツゴツの礫岩からスベスベの粘板岩」にしたくなったのです。

ハプスブルク家がこう思い始めるのは、マリア=テレジアの時代からです。1740 年から 48 年のオーストリア継承戦争で、オーストリアはプロイセンにいとも簡単に敗北したため、 国家運営の効率化の必要性を痛感したのです。ここから君主が礫(国家の構成体)を思い 通りに隅々まで統御したと考えるようになりました。まずは軍制改革、その後、行財政改革を行います。そしてヨーゼフ2世の単独統治時代には、とうとうドイツ語公用語化の言語令が発布されるまでに改革は進みます。こうした全面的改革が始まると君主に忠実な官僚機構が必要となり、徴税範囲を明確化するために国境も定められます。ここでさらに絶対主義改革を補完してくれるような、これまでとは意味の違う「新しい時代のナティオ」も必要となってくるのです。

これまでのナティオはどちらかと言えば「王への抵抗勢力」でしたが、編成替えが始まります。この時期に登場するコラリウスはマリア=テレジアを支えた宮廷官なのですが、彼

はナティオを言語・文化を共有する「ゲンス的なもの」に解釈替えしようとしていきます。 その結果、1764年には、ハプスブルク領内ではハンガリー人・ドイツ人・スラヴ人・ワラキア人という4つのゲンスが「ナティオ」と規定されます。これらが啓蒙絶対主義を支持・後援する新たな政治集団として理解されるようになっていきます。

議会においてコラリウスは伝統的なナティオを否定しました。まず、従来のナティオの中に「言語別集団」が存在するかのような問題提起を行ったのです。これはナティオたる特権身分層の分断を図る狙いがありましいた。彼らはさらに急進化してナティオに「農民層」などの非特権層を加えることも強く主張するようになります。その結果、やがてこの帝国内には身分をまたぐ「言語別の集団」の存在が自覚化されるようになったのです。1つの国家に4つの国民(言語集団)が存在するという状況は想像が難しいかもしれません。この考え方は当時としてはものすごく進歩的なもので、だからこそこのタイミングで農奴解放が行われたのです。当時、啓蒙改革が始まるまでナティオは7%しかいませんでしたが、1760年代にはネイションは「民族」という意味も帯びるようになり、約「25%」の人がネイションに含まれるようになりました。

ここまでの話をまとめると、ハプスブルク帝国ではこの時期に礫岩国家内の無数の礫は4つの「民族的国民(ethnic nation)」にまで集約されたと言えます。この中で身分制を解体しようとしたのです。これを国王側が推進したところが面白いところで、「啓蒙君主改革」たる所以です。なお、言語的なネイションの編成を行ったのはハプスブルク家が初めてで、「言語・文化・血統」集団を「民族的国民」とする政策が「上から行われ」、そうした現実が構築されたという点が重要なのです。

なにかもともと固定された「○○人」がいたわけではなくて、そうした民族集団の「カタチ」は時代によって異なっていました。例えばスラヴ人が集団として文書のうえで検証可能になるのは 12 世紀くらいからで、古代から確認出来るわけでないのです(古代にはSlavus は単に従属民や奴隷を意味し、特定の民族集団を指していませんでした)。マジャール人もヨーロッパ侵入時の人数はせいぜい 100 人程度だったと言われていて、後代に規模が誇大化されました。啓蒙絶対王政期の 1760 年代の「ドイツ民族的国民」と言っても、すべてのドイツ語話者の 25%しか「民族的国民」の範疇には入っていませんでした。なにより、新たに民族的国民が形成されるなかで、そこから零れ落ちたり、阻害される集団(ロマやユダヤ人)が生まれ、構造的に可視化されていきます。

加えて、その25%はいわゆる「カトリック信徒」でした。それ以外の宗派には(貴族でも)選挙権は認められていませんでした。プロテスタントは疎外されていたわけですが、だからこそ後にヨーゼフ2世が宗教寛容令を出すことになります。

4 宗派を超えるネイション: 啓蒙思想とナポレオン戦争

この宗派的に疎外されていた人々もネイションに含まれるようになるのが 19 世紀初頭のナポレオン戦争期です (戦争はネイション形成に常に大きな影響を与えます)。というのも、カトリック勢力は、強力なナポレオン軍を目の当たりにし、プロテスタントや正教徒の助力を得る必要が生じてきたのです。この時代は啓蒙思想家がオピニオンリーダーとなっていましたが、彼らは戦争の最中でより下層の人々を「国政参加集団」に変形させていきます。啓蒙思想家は、民族的国民の発展を阻害する宗派を「理性」の観点から批判しました。大事な点は、西ヨーロッパの啓蒙思想家は「個人」を重視しますが、中・東欧では個人より「民族的国民」を重視します。この点は大事なので、覚えておいてください。

さて、1805年のアウステルリッツの三帝会戦は非常にインパクトを与えた戦いで、この 敗戦を受けて、カトリックに限定されていたネイションは「宗派を超える民族的国民」へ と変化していきました。プロテスタントやユダヤ教徒の力を借りない限り、カトリックの みでナポレオンに対抗できないことが自覚化されたのです。この時代、ようやく住民の 50%程度がネイションに参画するようになっていきます。ネイションに参加することは即 ち、軍事行動にも動員されるということを意味しました。

では、残り50%は何なのかという話になります。ネイションは最初からそこにあるのではなく、「創られていくもの」であることが分かってきたかと思いますが、なぜドイツ語を話すのにドイツ人(ドイツ・ネイション)として認められない人たちがいるのか。近代中・東欧の「民族的国民」概念は、初発の段階で「内的な差異化の論理」を内包していたことを裏付けてくれます。

5 性差を超えるネイション:ロマン主義とメッテルニヒ体制

「(住民の) 100%」がネイションに過不足なく含まれるようになるのは、メッテルニヒ体制の時代です。彼は保守反動のイメージが強いですが、これまでネイションが男性に限定されていた状況に対して、「性差」を超えるネイション形成に寄与しました。メッテルニヒ体制と重なるロマン主義の風潮の中で、ネイションは「女性を含むもの」に変形していくことになります。それは当時の現実に即していました。

メッテルニヒの統治期、ハプスブルク帝国が公認した4つの民族的国民の中で「ドイツ人」と「ハンガリー人」が次第に強大化していきますが、これに対しスラヴ人やルーマニア人(ワラキア人)は「同化される」傾向が強まりました。メッテルニヒからすればこれは「帝国の均衡が崩れる事態」を招くため、保守主義者としてこの事態を嫌います。その結果、彼は特にスラヴ人に「テコ入れ」していくようになり、この過程でスラヴ人においてまず「性差」を超えるネイションの形成を認めるのでした。

1822 年に J・コラールが著した『スラヴ民族の美質』に拠れば、「ナーロド(ネイション)とは、同じ言語・道徳・慣習を持った集団が結合しあった人間社会体である。ナーロドの精神は、すべての人々の思想、知識、目的、行儀、慣習、行動の総和であり、それらは彼ら自身の子息、子女たちに受け継がれる」と書かれています。この「子女たち」という表現には大きな反響と反発がありました。

スラヴ人が最初にこれを主張しえたことには3つの理由があります。まずは、他の民族的国民との激しい競合です。同化対象のスラヴ人に女性を参画させることにより、スラヴ人の人口(スラヴ民族的国民)が増加するわけです。次の理由はメッテルニヒによる上記の均衡政策です。ドイツ人などが他の同化により極端に人口が増長しないように、彼はスラヴ人の人口増加策を支持します。最後の理由は「ネイションの系譜の確保」です。すなわちコラールは、「ネイションに属す男女の間に生まれてくる子供たちもネイションの一員として構想」し始めます。こうして、スラヴ人がネイションとして永遠に同化されることなく存続していくと考えました。こうした言説はスラヴ人のコラールから主張されましたが、やがて中・東欧全域に波及し、そこでは「母語」「母国」「女神(スラヴィア)」といったネイションの女性表象が一気に拡大していきます。

まとめると、ウィーン体制下になって、その言語を話す人『100%』がネイションに含まれる時代となりました。またパン=スラヴ主義やパン=ゲルマン主義の様に国際的な連帯を求める動きが強まり、「民族的国民の原理が国家の原理よりも優越する」時代がメッテルニ

ヒ体制期の最後になって到来しました。ただし注意しなければならないのは、下層民や女性はネイションに入っていきましたが、政治権や参政権は与えられずに、ネイションの内部で差異化されたままでした。ネイションは初発の段階から位階秩序を内包していたのです。

6 民族的国民の自然権

さて、1840 年代になると、100%になったネイションは「生まれながらにしてもつ天賦の自然権」(民族自然権)を有する」という主張が展開されます。スラヴ人は「女性を含むネイション概念」を最初に主張したネイションですが、実は特にマジャール系から大きな反発がありました(教科書に出てくるコシュートも大きな反論をしました)。

この民族的国民の自然権を正統化しようとしたのが、スラヴ系の中で最も同化の対象になっていたスロヴァキア人のシトゥールです。彼はネイション(民族的国民)というものには「人格権」「生存権」「言語権」「教育・文化権」「居住権」があると主張しましたが、それはマジャール人に同化されていたスラヴ人・スロヴァキア人を同化から守るための防衛策でした。もう少し言うと、第一次世界大戦期に「民族自決権」という原理が出てきますが、民族自然権は民族自決権の起源の一つです。民族自然権の「居住権」は、民族自決権では「国民国家形成権」に発展していきますが、現在は2015年以来ヨーロッパに難民として移動してきたシリア人などに対する「排他の論理」として利用され、(自民族の防衛から多民族の排除への転換という) 反転性が指摘されています。

これらの5つの権利は非常に強力なものでスロヴァキア人がこれを提起していくのですが、やがてクロアチア人などの南スラヴ人にも波及していきます。その結果、20世紀には1つの言語文化集団は1つの国家(ネイション・ステイト)を形成するという発想にまで発展していきます。

おわりに

1848 年革命では、民族自然権思想を民族自治や連邦制などの形で国政において実現させようとするのが、1848 年革命です。その延長線上に 1867 年の「アウスグライヒ (二重制)」があるのです。中・東欧では長い間、言語・文化を同じくする集団たるゲンスは「国政上の政治集団」とは想定すらされていませんでした。しかし、中世において元々貴族を意味

していたナティオが近代においてゲンスと融合していき、身分・宗派・性差を超えて下方に拡大していくことで「民族的国民」が形成されました。やがて中・東欧は、どこか特定の民族に所属することで初めて、生存権や人権が得られると主張されるほどに、民族的国民が中心となる世界へと変貌を遂げていたのです。現代のこの地域で起こっている民族紛争や戦争に通底するものこそ、民族自然権原理と言えるでしょう。



(記録文責:中央大学附属横浜中学校・高等学校 柴泰登)